

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員を次のように委嘱する。

令和3年5月18日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

1 委嘱委員

学識経験者	向田 茂
保護者代表	今村 純子
関係行政機関職員	中村 みはる
関係行政機関職員	霜澤 喜代子
関係行政機関職員	齋藤 信介
関係行政機関職員	牛谷 隆久
関係行政機関職員	高磯 浩
関係行政機関職員	齋藤 林太郎
関係行政機関職員	谷口 進
関係行政機関職員	松谷 龍太郎
関係行政機関職員	竹井 大司
関係行政機関職員	中下 直樹
関係行政機関職員	鈴木 徹
関係行政機関職員	倉原 陽介
関係行政機関職員	辻 真由美

2 委嘱年月日

令和3年5月24日

3 委嘱期間

令和3年5月24日から令和3年8月31日まで

(参考1)

○提案理由

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会設置に伴う委員委嘱

(参考2)

○西宮市附属機関条例(抜粋)

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

(西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会の特例)

第42条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会(以下この条において「委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の8月31日までとする。

2 委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員

向 田 茂	元親和中学校・親和女子高等学校校長
今 村 純 子	西宮市立西宮東高等学校 保護者代表
中 村 みはる	西宮市立西宮東高等学校 校長
霜 澤 喜代子	西宮市立西宮東高等学校 教頭
齋 藤 信 介	西宮市立西宮東高等学校 教頭
牛 谷 隆 久	西宮市立西宮東高等学校 教諭
高 磯 浩	西宮市立西宮東高等学校 教諭
齋 藤 林 太 郎	西宮市立西宮東高等学校 教諭
谷 口 進	西宮市立西宮東高等学校 教諭
松 谷 龍 太 郎	西宮市立西宮東高等学校 教諭
竹 井 大 司	西宮市立西宮東高等学校 教諭
中 下 直 樹	西宮市立西宮東高等学校 教諭
鈴 木 徹	西宮市立西宮東高等学校 教諭
倉 原 陽 介	西宮市立西宮東高等学校 教諭
辻 真由美	西宮市立西宮東高等学校 教諭

以上 15 名

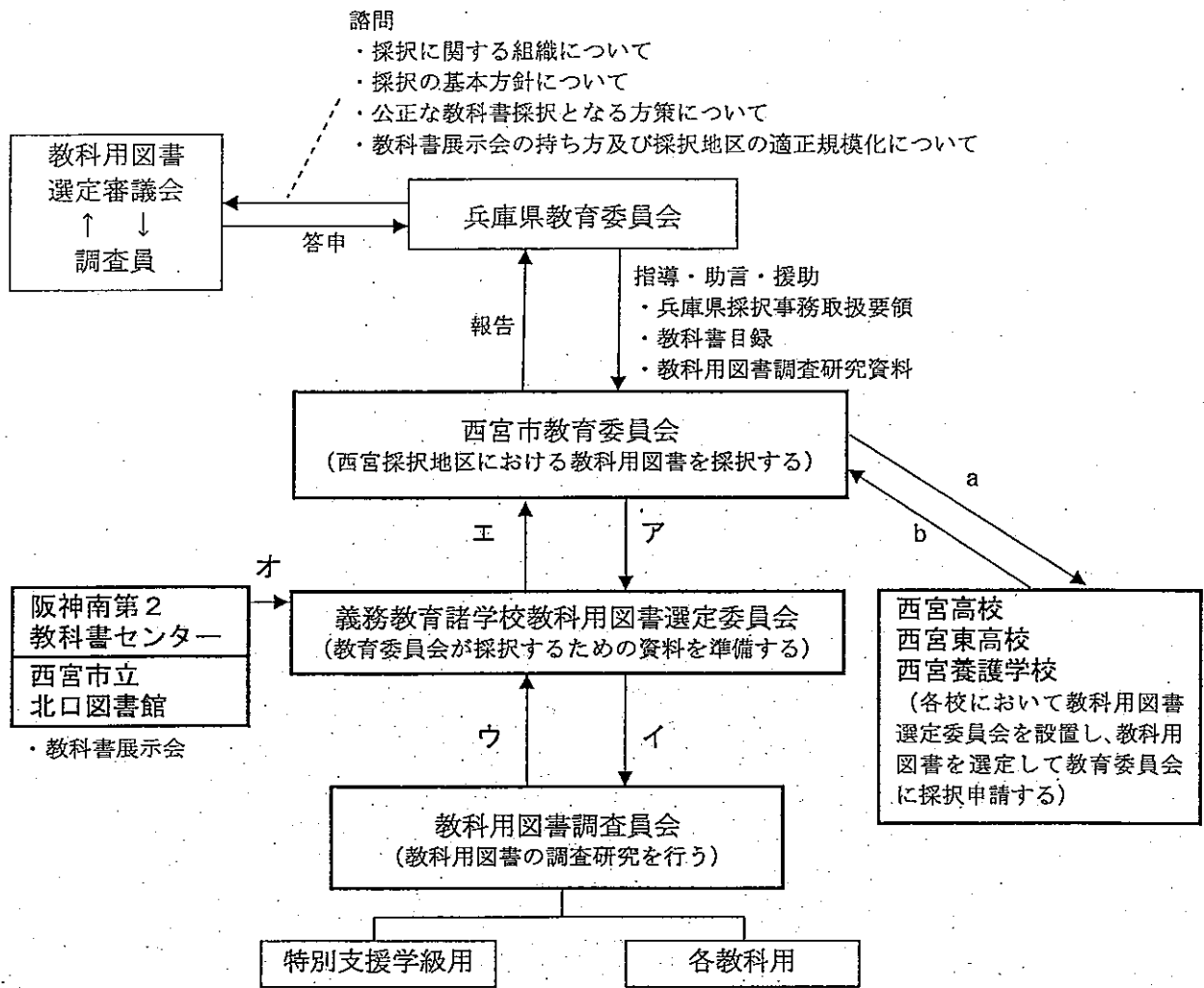
教科用図書選定委員会委員委嘱に係る内規

- 1 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち学識経験者については、教育系の学部または学科を設置している西宮市内の大学から、学長もしくは学部長による推薦者1名を教育委員会会議に提案することとする。
- 2 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち保護者代表については、西宮市PTA協議会からの推薦者2名を教育委員会会議に提案することとする。
- 3 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会の委員については、各校の校長からの推薦者を教育委員会会議に提案することとする。

西宮市教育委員会 学校教育課

令和3年4月1日

◆教科書採択のしくみ



※上記記号の意味

ア 指導・助言・援助

- ・義務教育諸学校の教科用図書採択について、採択のための資料とする教科用図書の調査研究について指示する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

イ 委嘱

- ・調査員に教科用図書の調査研究を委嘱する。

ウ 報告

- ・教科用図書の調査研究結果を報告する。

エ 報告

- ・教育委員会が採択を行うための資料として、教科用図書の調査研究結果をまとめ報告する。

オ 情報提供

- ・教科書展示会において集約した市民等の意見を、参考資料として提供する。

a 諮問、指導・助言・援助

- ・高等学校及び特別支援学校の教科用図書採択において、選定する教科用図書について諮問する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

b 採択申請

- ・選定した教科用図書を採択申請する。

西宮市立高等学校及び西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第50条の規定に基づき、西宮市立高等学校教科用図書選定委員会及び西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(任務)

第6条 選定委員会の委員長は、選定結果を選定資料とともに、市教育委員会に採択申請する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月1日より実施する。